

規制改革実施計画の進捗状況（重点的フォローアップ事項以外） ①保育

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定 |
|-----------------------------------|-----------------|---|---------------------------|-------|--------------------|--|--|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 1 | 利用者のニーズに応えた保育拡充 | 5年間で認可保育所への移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。 | 平成25年度に措置し、平成29年度まで措置を行う。 | 厚生労働省 | 措置済 | ○平成25年6月6日及び10月18日付けで安心こども基金の管理運営要領を改正し、改修費や運営費等を支援対象とした。 ○平成25年度補正予算及び26年度予算において「待機児童解消加速化プラン」に必要な経費を一体的に確保 | 引き続き待機児童解消加速化プランを推進 |
| 2 | | 保育所の設置基準は、地方公共団体が条例において定めることとされているところであり、地方公共団体における当該条例の制定状況や当該設置基準の運用状況について、現行制度で保育計画を策定することとされている地方公共団体に対し調査を行い、公表する。 | 平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置 | 厚生労働省 | 措置済 | ○平成25年10月現在の状況を調査 ○調査対象：都道府県、指定都市、中核市、保育計画策定市区町(71自治体)の計180自治体 | 平成26年度も同様に実施予定 |
| 3 | 保育の質の評価の拡充 | 保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。 | 平成25年度措置 | 厚生労働省 | 措置済 | ○厚生労働省において検討事項を整理し、全国推進組織に対して具体的な方策を策定するよう要請した。これを受け全国推進組織において共通評価項目の整理、評価結果の公表手法の見直し、評価手法等を取りまとめたマニュアルの改訂を実施。 | ○当該結果を踏まえ、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全文改正について」を平成26年度より適用できるよう、各都道府県等を通じ、所管法人及び調査機関に対して当該ガイドラインやマニュアルを周知し、円滑な実施を図る。 |
| 4 | | 子ども・子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。 | 子ども・子育て支援新制度の施行までに措置 | 厚生労働省 | 検討中 | ○内閣府に設置された子ども・子育て会議において、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標とする方向で検討中。 | 引き続き、子ども・子育て会議において検討 |
| 5 | | 保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども・子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。 | 子ども・子育て支援新制度の施行までに検討・結論 | 厚生労働省 | 検討中 | ○内閣府に設置された子ども・子育て会議において、第三者評価の受審を進めていくために、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格上評価することとする方向で検討中。 | 引き続き、子ども・子育て会議において検討 |

規制改革実施計画の進捗状況（重点的フォローアップ事項以外） ①保育

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定 |
|-----------------------------------|---|--|---------------|-------|--------------------|---|----------------|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 6 | 事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直し | 事業所内保育施設を整備する際の助成要件及び国が定める認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について検討し、結論を得る。 | 平成25年度中に検討・結論 | 厚生労働省 | 措置済 | <p>○建築・消防に関する専門家等から構成された「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」を開催し、検討。</p> <p>○3月末に検討会の取りまとめを行い、4階以上に保育室等を設置する場合には、現在認められている「屋外避難階段」だけでなく、「屋外傾斜路」、「特別避難階段に準じた屋内避難階段」(排煙設備等を有するもの)及び「特別避難階段」が新たに認められることとされた。</p> | 今後速やかに省令改正を行う。 |

規制改革実施計画の進捗状況（重点的フォローアップ事項以外） ②一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定 |
|-----------------------------------|---|--|---------------------------------------|--|--------------------|--|---|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 1 | 特定保健用食品制度におけるサプリメント等の形状規制の廃止の周知徹底 | 現行の特定保健用食品制度において、錠剤、カプセル等形状の食品(サプリメントを含む。)を認めることを改めて明確にするとともに、指導等の内容に齟齬がないよう各都道府県、各保健所設置市、各特別区の衛生主管部(局)に対して周知徹底を図る。 | 平成25年度措置 | 消費者庁 | 措置済 | 平成26年3月31日付け消食表第54号にて再周知した。 | - |
| 2 | 食品表示に関する指導上、無承認無許可医薬品の指導取締りの対象としない明らかに食品と認識される物の範囲の周知徹底 | 食品表示に関する指導において、薬事法における「無承認無許可医薬品の指導取締り」の対象としない「明らかに食品と認識される物」の範囲を運用上も明確にするため、厚生労働省は、その範囲について周知徹底する。併せて食品表示に関する規制における虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の際に、薬事法における指導取締りとの齟齬がないよう、消費者庁は、各都道府県、各保健所設置市、各特別区の衛生主管部(局)に上記の「明らかに食品と認識される物」の範囲及び虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の根拠等について周知徹底する。 | 平成25年度措置 | 消費者庁 厚生労働省 | 未措置 | 消費者庁では、いわゆる健康食品における景品表示法上の不当表示(優良誤認)及び健康増進法上の虚偽誇大広告に関する考え方や判断基準を明示するため、「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項」を作成し、平成25年12月24日に公表した。 また、消費者庁では、いわゆる健康食品の表示に係る不当表示(優良誤認)事案として、平成25年度において3件の措置命令を行った。 なお、「明らかに食品と認識される物」の範囲は、厚生労働省が、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて(昭和46年6月1日 薬発第476号)」を発出しているところ、周知徹底を行うため平成26年3月31日に同通知を再度各都道府県・保健所設置市・特別区宛てに発出した。 | 平成26年5月16日、消費者庁は、「『明らかに食品と認識される物』の範囲及び虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の根拠等について(平成26年5月16日 消表対第244号)」を、各都道府県・保健所設置市・特別区の衛生主管部局及び各都道府県の消費者行政主管部局に発出した。 |
| 3 | 消費者にわかりやすい表示への見直し | 特定保健用食品や栄養機能食品においても、適切な摂取を促すとともに、消費者の選択に資する分かりやすい表示について検討の上、早期に見直しを図る。併せて、表示を行う事業者等が、表示に関するルール(広告等との違いを含む。)を的確に理解でき、適切な表示(及び広告等)がなされるよう、現在、法・制度ごとにあるガイドラインやパンフレット等を、医薬品との判別も含めて、食品表示全般に係るものとして一本化する。 | 平成25年度検討・結論、平成26年度上期措置 | 消費者庁 厚生労働省 | 未措置 | 特定保健用食品については、適切な摂取を促すための表示等について審査基準の通知に盛り込むこととした。 栄養機能食品については、消費者にとって分かりやすい表示に係る課題整理を行った。 | 特定保健用食品については、「16. 特定保健用食品の許可申請手続きの合理化、迅速化」にあわせて措置を行う予定。 栄養機能食品については、厚生労働省で策定される次期食事摂取基準等も踏まえ、見直しを行う予定。 これらの措置にあわせて、消費者、事業者双方にとって、表示に関するルールが的確に理解できるよう、必要な措置を行う予定。 |
| 4 | 特定保健用食品の許可申請手続きの合理化、迅速化 | 特定保健用食品の許可申請手続きについて、有効性及び安全性の確認を前提として、審査工程の見直しを行うことで審査の合理化、迅速化を図り、申請企業の負担を軽減する。これに当たり、これまで申請されたものの許可に至らなかった件数(申請者が取り下げたケースも含む。)や、手続きの負担(費用、期間等)がその要因と考えられる事例等を把握し、改善点を明確にし、審査内容、手続きの透明化も含め、見直しに至るまでの具体的な工程表を策定・公表する。 | 平成25年度上期工程表策定・公表、平成25年度検討・結論、平成26年度措置 | 消費者庁 厚生労働省 内閣府 (消費者委員会、食品安全委員会) | 未措置 | 特定保健用食品の表示許可申請に係るヒト試験のデザインをより明確に提示するため、特定保健用食品の審査基準の通知の改正案を作成した。現在、措置に向け、関係する審議会の意見を聴取しているところ。 | 関係する審議会からの意見も参考にしつつ、速やかに措置を行う予定。 |

規制改革実施計画の進捗状況（重点的フォローアップ事項以外） ②一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定 |
|-----------------------------------|-------------|---|----------------------------|------|--------------------|-----------------------|---|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 5 | 栄養機能食品の対象拡大 | 栄養表示基準や食事摂取基準との整合を図るとともに、海外の事例も参考に、栄養機能を表示できる対象成分を拡大する。 | 平成25年度 検討、26年度 結論・措置 | 消費者庁 | 検討中 | 対象成分の追加に係る課題整理を進めている。 | 厚生労働省で策定される次期食事摂取基準の内容を踏まえ、対象成分を追加する予定。 |

規制改革実施計画の進捗状況（重点的フォローアップ事項以外） ③医療のICT化の推進

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定 |
|-----------------------------------|--------------------|---|------------------------|-----------------------------|--------------------|---|---|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 1 | 医療情報の利活用のための工程表の策定 | 医療における国民の満足度と効率を飛躍的に高めるために、医療ICT化を本格的に加速化する。地域の医療提供体制の状況等を踏まえた医療機関の機能分化と連携・大規模集約化、個人及び保険者による健康管理・医療費管理の促進、匿名化された医療データの利活用など、規制、制度改革を含む我が国医療の課題に対応するために、厚生労働省が主体となって高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)等と連携して、医療のICT化の全体構想(5年後・10年後)とその実現に必要な工程表を早急に策定する。 | 平成25年度措置 | 内閣官房 (IT総合戦略本部) 厚生労働省 | 措置済 | 平成26年3月31日に、厚生労働省Webサイトにおいて「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」等を公表した。 (参考) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000042500.html | - |
| 2 | 遠隔医療の推進① | 対面診療と組み合わせた遠隔診療において、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られたものから、特定疾患治療管理料、在宅療養指導管理料等について診療報酬の算定を認めることを中央社会保険医療協議会において検討する。また、遠隔診療を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合を明確化する。 | 平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論 | 厚生労働省 | 措置済 | 平成25年12月11日の中央社会保険医療協議会総会において、対面診療と組み合わせた遠隔診療における特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定について検討を行ったところ、対面診療と組み合わせた遠隔診療の実施施設は増えているものの、現在、調査研究を行っている段階であり、特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定を認めることについては、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応することとした。 また、「いわゆる「遠隔診療」を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合について」(平成25年5月13日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、遠隔診療を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合を明確化した。 | 対面診療と組み合わせた遠隔診療における特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応を検討する。 |
| 3 | 遠隔医療の推進② | 心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリングによる場合)については、4ヶ月に1度に限り対面診療を行った際に算定することとされているところ、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られていることを確認した上で、対面診療を行うべき間隔を延長すること、併せて、一定期間ごとに分割しての算定を可能とすること等を中央社会保険医療協議会において検討する。 | 平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論 | 厚生労働省 | 措置済 | 平成25年12月11日の中央社会保険医療協議会総会において、遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料の対面診療の頻度、非来院時の指導管理の評価について検討を行ったところ、ペースメーカーの添付文書に数か月毎のフォローアップ(電池の消耗、合併症発現の有無等の確認)が必要であると記載されており、対面診療の間隔の延長については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応することとした。また、非来院時の指導管理の評価については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)において、遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料は、非来院時の指導管理の評価も含めて点数が設定されていることを明確化した。 | 遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料の対面診療の間隔の延長については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応を検討する。 |

規制改革実施計画の進捗状況（重点的フォローアップ事項以外） ③医療のICT化の推進

| 規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容 | | | | 所管省庁 | 実施状況(平成26年3月31日時点) | | 今後の予定 |
|-----------------------------------|----------|--|--------------|-------|--------------------|---|-------|
| 番号 | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | | 措置状況 | これまでの実施内容 | |
| 4 | カルテ等の電子化 | カルテに貼付け等することとされている各種文書について、電子媒体での管理のみでよいことを明確化する。 | 平成25年7月までに措置 | 厚生労働省 | 措置済 | 「診療録に貼付等する書面の電磁的記録による保存について」(平成25年7月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、電磁的記録により保存した書面を、診療録に貼付等された書面とみなして取り扱うことが可能であることを明確化した。 | |
| 5 | 処方箋の電子化 | 処方箋の電子化の実現に向けた具体的な工程表を策定する。この際、処方箋の電子化を実現する医療ネットワークの構築に当たっては、社会保障・税番号制度に基づく個人番号カードの普及を踏まえた上で当該カードを最大限に活用するものとする。(特に、医療機関受診の際に複数枚のICカード等を持参する必要がないようにする。) | 平成25年度上期に措置 | 厚生労働省 | 措置済 | 平成25年9月30日に、厚生労働省Webサイトにおいて「電子処方箋の実現に向けた工程表」を公表した。 (参考) http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000022903.html | - |